



新規雇入れ安全衛生教育



CSP労働安全コンサルタント
小林隆夫

はじめに

労働安全衛生法第59条では、新入社員等の新規雇入れ労働者（パートタイマー、中途採用者含む）や配置替え等により作業内容を変更した労働者に対して、法定の事項について安全衛生教育を実施する事を事業者に義務付けています。しかし、新規雇入れ労働者等について、必要な安全衛生教育が実施されないまま職場に配置されることによる知識不足等を

● 要因とした労働災害が後を絶ちません。



目次

- ① 職場の労働安全衛生管理
- ② 安全衛生のルールとは
- ③ 労働災害の例
- ④ 職業性疾病
- ⑤ 保護具
- ⑥ 災害発生のおくみ
- ⑦ 職場の安全衛生活動
- ⑧ リスクアセスメント
- ⑨ ヒューマンファクター

① 職場の労働安全衛生管理

労働安全衛生とは

職場における労働者の安全と健康を確保し快適な職場環境を形成するための取り組みです。

労働安全と労働衛生の様々な活動に積極的に取り組み、協力し労働災害を減少させることが求められています。

安全衛生教育

(安衛法第59条) 事業者は、労働者を雇い入れたときは、当該労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行わなければならない。

2 前項の規定は、労働者の作業内容を変更したときについて準用する。



安全衛生教育

- (1) 機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法に関すること
- (2) 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱い方法に関すること
- (3) 作業手順に関すること
- (4) 作業開始時の点検に関すること



安全衛生教育

- (5) 当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関すること
- (6) 整理、整頓及び清潔の保持に関すること
- (7) 事故時等における応急措置及び退避に関すること
- (8) 前各号に掲げるもののほか、
当該業務に関する安全又は衛生の
ために必要な事項

労働災害とは

労働者の就業に係る建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等により、又は作業行動その他業務に起因して、労働者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡することをいう（安衛法第2条第1号）としている。業務中のみならず、通勤中の災害も含む。

※**業務災害**と**通勤災害**とは分けて

ありますが、双方とも労働者災害補償保険法の適用を受けます。

業務災害

労働契約に基づき事業主の支配下であり、業務が原因で発生した災害です。所定時間内だけでなく残業中も含まれます。昼休み中や就業前に私的行為で発生した災害は業務災害ではありませんが、トイレなどの生理的な行為や、事業所の設備や管理が原因で生じた災害は業務災害です。



通勤災害

通勤災害とは、「労働者が通勤により被った負傷、疾病、障害又は死亡」のことです。ここでいう「通勤」とは「就業に関して住居と就業の場所との間を合理的な経路及び方法により往復することをいい、業務の性質を有するものを除く」とされています。



労働災害防止

災害防止措置については「事業者は、単にこの法律で定める労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならない。また、事業者は、国が実施する労働災害の防止に関する施策に

- 協力するようにしなければならない
- ない。」とされています。
-

災害の発生

労働災害が発生した場合は、直ちに会社へ報告を行って下さい。報告が遅れた場合や偽った報告があった場合には、会社がペナルティを受ける場合があります。事業者には労働災害等により労働者が死亡又は休業した場合には、遅滞なく、労働者死傷病報告等を労働基準監督署長に提出しなければなりません。



労災隠し

事業主が、労災事故の発生を隠すために、死傷病報告の届出を行わなかったり、事実関係の一部を隠して虚偽の内容で届出を行ったりすることを指します。違反した場合には、50万円以下の罰金（安衛法第120条）に処せられます。

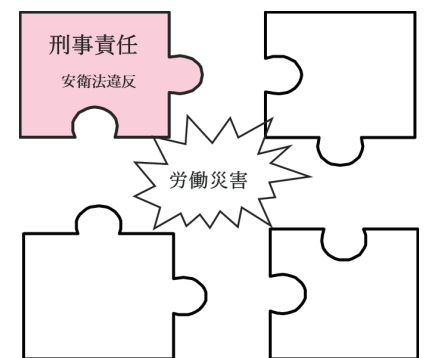
緊急連絡先	
〇〇病院	000-000-0000
〇〇警察署	000-000-0000
〇〇消防署	000-000-0000
社長：携帯	000-000-0000
安全管理者	000-000-0000



災害の4大責任

刑事責任

労働安全衛生法、労働基準法等には罰則が設けられています。労働災害の発生状況や原因を調査し、事業主等が重大・悪質な法律違反を犯した場合や、法律違反の疑いがある場合は、労働基準監督官は、刑事訴訟法に基づき特別司法警察職員として犯罪捜査を行い、検察庁に送検します。



災害の4大責任

民事責任

労働契約法第5条

労働者の安全への配慮

「使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をするものとする。」



災害の4大責任

行政

労働安全衛生法違反や労災発生の急迫した危険がある場合には、機械設備の使用停止や作業停止等の行政処分を受けることがあります。



災害の4大責任

社会責任

労働災害を発生させた際には社会的に大きなバッシングを受けることもあります。さらに、その後の対応次第では顧客や従業員だけではなく、これから入社を予定する学生などに大きな負のイメージとして定着する可能性があります。



2 安全衛生のルールとは

労働安全衛生法

労働災害防止の基本は労働安全衛生関係の法令を守り、法令に従った対策をとることです。事業者は、労働者の安全な労働環境を確保し、労働災害の発生を未然に防ぐための措置を講じなければなりません。「**危険防止措置**」「**健康障害防止措置**」等があります。

危険防止措置

1. 機械に挟まれ、巻き込まれ防止措置
2. 高所からの墜落・転落防止措置
3. 転倒災害防止措置
4. 適切な安全装置等を設置する
5. 適正な保護具を使用する
6. 安全装置・保護具の点検
7. 安全通路を確保する 等



健康障害防止措置

1. 作業環境の改善
2. 保護具対策（吸入防止）
3. 健康診断の実施
4. ストレスチェック
5. 受動喫煙防止
6. 腰痛防止 等

